

定通部だより

ホームページ <http://nagasaki-kokyoso.org>

メールアドレス info@nagasaki-kokyoso.org

2011年
10月27日発行
第4号
発行責任者
今泉 宏

2011年度定通部県教委交渉

月 日 10月14日(金) 13:00

参加者 濱本 功二(大村定) 前田 安彦(佐中昼)
今泉 宏(鳴滝夜) 森 文明(鳴滝夜)
大場 雅信(鳴滝通) 前田 祥紀(長工定)
森園ひろみ(鳴滝夜) 馬場 敦子(諫早定)



- 1 定時制・通信制における人間教育や人格形成の重要性・困難性を考慮して、定時制においては1学級あたりの生徒数、通信制においては担任在籍生徒数を20人以下とすること。**
(県回答) 標準法通りである。県独自の対応は不可能。前回発言があった不登校、発達障害をもつ生徒の受け皿という発言については、前任者の発言ということで公式には認めなかった。
- 2 定時制・通信制教育の役割を考慮して、安易な統廃合、廃科をおこなわないこと。**
(県回答) 高等教育を保証する立場から慎重にすすめる。今のところ定通の統廃合についての話は出なかった。
- 3 定時制・通信制において常勤・非常勤講師に頼らない教職員配置をおこなうこと。また事務室が独立している夜間部においては、防犯を考慮し、男性事務職員の複数配置をおこなうこと。**
(県回答) 退職者、定数の増減、教員の採用の平準化等長期的観点から配置している。事務職員は標準法で配置
(高教組) 大村定は13人中5人が講師や再任用、諫早定は数学が講師で毎年担当が変わる、佐中昼は5人の講師、鳴滝夜間は体育が二人とも講師という定通の講師の現状を訴えた。
- 4 不登校生や学習障害を抱える生徒の増加など通信制のおかれた新しい状況に対応するため、専任の常勤養護教諭を早急に配置すること。**
(県回答) 県独自で鳴滝や佐世保中央昼間に標準法以上に配置している。厳しい財政状況を考えると現状以上の配置をすることは難しい。
(高教組) 問題点は2点。時給に直すと安すぎ、それだけでは生活できない。養護教諭の事務処理ができない。一日7950円(時給に直すと993円)、非常勤講師の1時間2800円に比べ安すぎないか。鳴滝通信の生徒は土日以外も学習会など登校している。土日は生徒に関わるので、事務処理はできない。そのため、他の課程の養護教諭にしわ寄せがいつている。(佐世保中央は日月木)
(県回答) 7950円の根拠を後日回答する。面接日以外の日にどれくらいの生徒が登校しているか教えて欲しい。

- 5 発達障害や心の病をもつ生徒、不登校経験者などに対応するため、専門医、専門的カウンセラー職員を各校の各課程毎に配置すること。
 (県回答) スクールカウンセラーの配置は年々拡充している。2011年度県立17校配置。今後も拡大したい。
- 6 複雑な家庭環境の生徒に対応するため、現在義務制に配置しているスクールソーシャルワーカーを高校にも対応できるように増員すること。
 (県回答) 県立学校には配置できていない。スクールカウンセラーに社会福祉士の資格をもっている人もいるので、活用して欲しい。現在7市にスクールソーシャルワーカーを配置している。
 (高教組) カウンセラーとソーシャルワーカーは立場が違うので、兼務に無理があると思う。
- 7 すべての定時制において、生徒の進路指導と卒業後のフォローアップ指導が充実できるように専任の進路指導員を継続的に配置すること。
 (県回答) 国の事業が終了するので、県独自で出来るように財政当局に要望している。
- 8 教科書・学習書、夜食費の国庫補助については全生徒を対象とした補助制度の復活を国に要求するとともに、県単独の措置による全生徒への支給を引き続きおこなうこと。
 (県回答) H17年より県単独で維持出来ているので、国庫補助復活について考えていない。全生徒の対応は困難。国への要望も予定していない。
 (高教組) 国に要望して欲しい。
- 9 生徒が安心して勉学に励めるように、県育英金、修学奨励資金等、県の奨学資金について定時制枠を設けること。また、給付制にすること。
 (県回答) 定時制枠は考えていない。国が計画している給付型奨学金の動きを見守りたい。
 (高教組) 佐賀県のような給付型奨学金を長崎も作って欲しい。
- 10 真に後期中等教育を保障する立場から、障害を持つ生徒や子ども連れの生徒などの様々な事情を持つ人の就学を保障するため、バリアフリーなどの施設・設備を実現すること。とくに、すべての定時制・通信制の高校にエアコンを県費でつけること。また、教室や会議室の共用の状況を把握するとともに、支障が出ている点を早急に改善すること。
 (県回答) 可能な限り整備を実施。県費での全校種でエアコンの設置は無理。施設の有効活用をはかって欲しい。

まとめ

全体的に決まりきった回答で、前向きな回答はほとんど得られなかった。通信制の養護教諭に関しては、「通信の生徒が面接日以外のときに来たときは、昼間や夜間の養護教諭で対応できないか」という、他課程の養護先生が知らない生徒でも対応できると思っている回答だった。生徒の現実を考えると他課程の養護教諭での対応は厳しい。現状を伝える難しさも感じた交渉だった。(今泉)

